

プライバシーに 配慮した4人部屋 がもたらすもの

松本 均

特別養護老人ホーム(以下「特養ホーム」という)の居室定員は、これまで厚生労働省が省令で規定していたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、各自治体が条例で定めることになった。

特養ホームの居室定員を何人とするか、都道府県、政令市、中核市(以下「自治体」という)で条例制定が進み、その全容が明らかになりつつある(定員29名以下の地域密着型特養ホームについてはすべての市町村が居室定員を条例で定める)。

本来であれば昨年4月1日までに条例

を定めることになっているが、1年間の経過措置があることから、それを使い、議会の議決を経て今年4月1日までに条例を制定する自治体が多い。

●条例制定の3パターン

これまで各自治体が制定した条例は、概ね次の3パターンに収れんされる。

1 特養ホームの居室定員は1人とする。ただし、特別な場合は2人とする。

新設の特養ホームは居室定員1人のユニット型個室とするものであり、厚生労働省の省令に準じたものとなっている。なお、特別な場合というのは夫婦などが入居する居室であって、他人同士が入居する部屋を想定しているのではない。

2 特養ホームの居室定員は1人とする。ただし、一定の条件を満たす場合は2人以上4人とする。

一定の条件の内容は自治体によって異なり、老朽化した4人部屋の特養ホームを建替える場合やプライバシーに配慮した4人部屋であれば認めるといふものである。

3 特養ホームの居室定員は4人以下とする。

新設の特養ホームを4人部屋にすることはこれまでの厚生労働省の方針からは

大きく後退することになる。もちろん、4人以下と言っているのだから、1人でもよいわけだが、あえて4人と明記しているのだから、これからも4人部屋をつくっていくという意志の表れと解するのが自然であろう。

なお、1や2の場合であっても、条例の施行時に現に存する4人部屋については、その状態を引き続き認める。

●政令市と都道府県の動向

政令市における条例制定の状況は表のとおりで、1を選択したところが多く、ユニット型個室順守の傾向がみられる。

表 政令指定市の条例制定の状況

- | | |
|---|--|
| 1 | 特養ホームの居室定員は1人、ただし、特別な場合は2人
札幌市、横浜市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、北九州市、熊本市 |
| 2 | 特養ホームの居室定員は1人、ただし、一定の条件を満たす場合は2人以上4人以下
千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、神戸市、広島市、福岡市 |
| 3 | 特養ホームの居室定員は4人以下
仙台市、さいたま市 |

(注) H P等で確認できた条例制定済みの市のみを掲載

一方、都道府県においては2を選択したところが多く、一定の条件を満たす場合は4人部屋を整備する傾向がある。これは自治体の自主性を重んじて基準づくりを任せたものの、その結果、内容的には以前より後退してしまったと言えよう。なお、2の条例を制定した自治体の中には4人部屋をつくる条件としてプライバシーに配慮することを条件にしているところもある。

●プライバシーに配慮した4人部屋なるものについて

現在ある4人部屋の特養ホームが入所者の居住環境を向上させるために、ベッドとベッドの間にあるカーテンの代わりにパーテーションや家具を置き、入所者の視線を遮断して、少しでも個の空間を作ろうと努力していることは「多」としなくてはならない。

しかし、あえて新設の特養ホームでこのような仕様の4人部屋をつくることはあるまい。

カーテンではなく間仕切りで仕切ったとしても会話は筒抜けであり、利用者のプライバシーにまつわる話や他人に聞かれない話も聞こえてしまう。旅立たれるときも家族は思い切り泣くことすら

できない。そのようなときは従来型個室に移れるよう配慮してくれる特養ホームもあるが、ターミナルが近づいた際に個室に移動するくらいなら、初めから個室の方がよい。ユニット型個室ならターミナルの時も居室を移る必要などないのだから。

また、日常生活においても4人部屋は不便である。集団生活が基本であるから、自分の好きな時間に電気がついたり、消したりできない。つまり好きな時間に寝て好きな時に起きるということもできない。寒がりの人と暑がりの人が同居したらどうであろうか。冷房や暖房の温度設定でもめることになる。テレビもラジオも終日イヤホンで聞かなければならないし、いびきの大きな人がいて、気になつて寝られないかもしれない。1泊の旅行なら我慢できても一生つづくととなると我慢できない。

正方形に近い4人部屋の場合、間仕切りを設ければ廊下側のベッドからは窓の外の景色を見ることができない。これではついたてに囲まれた漫画喫茶にいるようなものだ。若者の中にはアパートではなく漫画喫茶をめぐらしている人もいるという現実もあるが（もちろんそれは改善されなければならない）、年を取り介

護が必要になっても、漫画喫茶のような環境で暮らさなければならぬのか。そのような暮らし方を是とするのか。

プライバシーに配慮した4人部屋というのは、多床室を建替えるまでの間の暫定的な措置であって、恒久措置ではない。プライバシーに配慮した4人部屋を作ったところで、ユニット型個室の居住性には遠く及ばない。

●老朽化した多床室の建て替え問題

では、なぜ一部の自治体はそれほどまでにして4人部屋をつくるのだろうか。それは居住費の問題と定員の問題がある。ユニット型個室の居住費が4人部屋より高く、低所得者が入りにくいという理由からだ。しかし、先の制度改正で第3段階のユニット型個室の居住費は1万円安くなり、生活保護受給者であってもユニット型個室に入れるようになった。4人部屋とユニット型個室の負担感の差は縮まっている。

それでもなお、4人部屋をつくるのは建替え問題が絡んでいるからだ。

4人部屋からユニット型個室に建替えた場合、ユニット型個室の居室面積を4人部屋同様10・65㎡としても、施設全体の定員は1割程度少なくなる。さらに、

ユニット型個室では居住費がかかるので、現在の入所者の負担が重くなる。

しかし、だからといって、建替え時にもまた4人部屋をつくることを繰り返せば永遠に4人部屋は残ってしまう。

●解決策を探す

これを断ち切るには、建替え前に4人部屋に入所していた人は、真に生活に困窮している人のみに限定して、居住費を助成すればよい。もちろん、一定の収入・資産以下、扶養を受けていれば不可とするなどの条件を付せば対象者も限られるし、費用はそれほどかからない。

定員減の問題も、借地方式のサテライト特養ホームを作るなどして定員を確保する方法もある。

4人部屋条例を作ったとしても、4人以下なのだから、これから作る特養ホームは建替えも含めてユニット型個室にしても法令違反にはならない。

しかし、一度4人部屋を作ったら30年以上は使用することになる。自治体担当者自身は自分たちの判断が特養ホームの入所者の生活を大きく制約してしまうことを認識するべきだ。それでもなお4人部屋を作るというのであればこのようなものを作った証として、特養ホームの礎に自

分の名前を刻めばよい。30年後にどのような評価が下されるか、責任の所在を明らかにするべきである。

これまで8人↓4人↓1人と、40〜50年かけて特養ホームの居住環境を改善してきた先人の努力を決して無にしてはいけない。

やはり、プライバシーに配慮した4人部屋であっても、ユニット型個室と比較した場合、居住環境やケアの方法が異なるので、これはもう別ものと考えた方がよいかもしれない。

そこで、例えば、ユニット型個室は「介護老人生活施設」として、介護保険法上の新しいサービス類型として扱う。介護老人福祉施設の新設は認めず、老朽化による建替え時には「介護老人生活施設」として再出発する。そのように介護保険法上規定すれば、条例で居室定員を4人とか1人にするという話にはならない。

現に入所している人は居住環境が上がるのだから、多少の負担増は受け入れていただく。

建替え時期を見込んで、入所者は将来の居住費の増加分を積み立てて備えておくようにする、という方法も一案であろう。もちろん、真に負担できない人には前述のような救済策を設ける。

今のうちにそのくらいのことをしておかないと、未来人を困らせてしまう。

―時は流れて、30年後の世界―

未来人A「昔の人は介護が必要になると赤の他人と同じ部屋で暮らしていたんだって」

未来人B「ベッドとベッドの間はカーテン1枚だったそうだね」

未来人A「それじゃあトイレのドアがカーテンというのと同じだね。昔の人はとても辛抱強かつたんだね」

未来人B「そこで、カーテンからついたてに変えて、プライバシーを『確保』したんだって」

未来人A「へえー。でも今は、そんなところはもうないよね」

未来人B「あるよ。すぐそこにも」